

# 不利益処分に係る処分基準

平成22年 8月31日 作成

許 認 可 の 種 類	装置検査証印の除去
法 令 名	計 量 法
根 拠 条 項	第153条第1項
法 令 の 定 め	計量法第148条第1項(立入検査) 特定計量器検定検査規則第69条(装置検査証印の除去)
処 分 基 準	法令の規定に基づくほか、「函館市立入検査実施要領」に準拠する。
問 い 合 わ せ 先	函館市経済部商業振興課 計量検査所 (電話 27 - 2555)
備 考	